

○仙台市職員共済組合保健事業に関する規程

平成 24 年 3 月 30 日
仙台市職員共済組合規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、仙台市職員共済組合定款（昭和 37 年仙台市職員共済組合公告第 1 号）第 34 条第 1 号の規定に基づき、仙台市職員共済組合が行う福祉事業のうち、組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）の健康教育、健康診査その他健康の保持増進のための必要な事業（以下「保健事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の種類)

第 2 条 保健事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康教育
- (2) 健康診査
- (3) 健康増進事業
- (4) 委託保養所等利用助成事業
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の 2 に規定する特定健康診査及び特定保健指導

(健康診査)

第 3 条 健康診査は、申込日（申込を要さないものは受診券の配付日）及び受診日に組合員である者を対象に行うものとし、健康診査の種類並びに種類ごとの受診資格及び自己負担金については、別表のとおりとする。

(健康増進事業)

第 4 条 健康増進事業の内容については、別に定める。

第 5 条 保健事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 子宮がん検診の受診資格については、別表（第 3 条関係）の規定にかかわらず、平成 23 年 4 月 1 日において現に組合員であって、過去に 3 年連続して子宮がん検診を受診したことの無い 20 歳以上の者については、平成 24 年度及び平成 25 年度に限り受診資格がある者とみなす。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 人間ドックの受診資格については、別表（第3条関係）の規定にかかわらず、40歳の組合員並びに前年度35歳及び40歳で未受診の組合員については、令和3年度に限り受診資格がある者とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 子宮がん検診の受診資格については、別表（第3条関係）の規定にかかわらず、21歳以上奇数年齢で前年度子宮がん検診未受診の女性組合員については、令和4年度に限り受診資格がある者とみなす。

- 3 乳がん検診の受診資格については、別表（第3条関係）の規定にかかわらず、31歳以上奇数年齢で前年度乳がん検診未受診の女性組合員については、令和4年度に限り受診資格がある者とみなす。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

種 類	受 診 資 格	自己負担金
胃がん検診	組合員(任意継続組合員を除く。以下同じ。)	全額共済組合負担
子宮がん検診	20歳以上偶数年齢の女性組合員	全額共済組合負担
乳がん検診	30歳以上偶数年齢の女性組合員	全額共済組合負担
大腸がん検診	40歳以上の組合員	全額共済組合負担
人間ドック (日帰り)	1 35歳及び39歳以上3歳間隔の組合員 で、年度末まで組合員であることが見込まれる者 2 45歳、50歳及び55歳の被扶養者（任意継続組合員被扶養者を除く。以下同じ。） で、年度末まで組合員であることが見込まれる者の被扶養者	組合員：4,000円 被扶養者：8,000円
脳の健康診断	40歳以上5歳間隔の節目組合員または前年度節目未受診の組合員で、年度末まで組合員であることが見込まれる者	組合員：5,000円
歯科検診	35歳、45歳、55歳及び60歳の組合員	組合員：500円
若年層被扶養者健診	35歳以上40歳未満の被扶養者	全額共済組合負担